

要 請 書

地方創生に関する決議

平成 2 7 年 1 1 月

北 海 道 市 長 会

地方創生に関する決議

我が国は、平成20年を境に人口減少社会に転じており、今後、急速に進む人口減と超高齢化に適切に対応しなければ、国全体の活力が著しく低下しかねないと懸念されております。

この課題の克服に向けて、平成26年11月、人口減少の歯止めや東京圏一極集中の是正、暮らしやすい地域社会づくりなどの施策を、総合的かつ計画的に実施することを目的とした「まち・ひと・しごと創生法」（地方創生法）が施行されましたが、今後、地方創生や地域経済の活性化に本格的に取り組んでいく道筋がつけられたことを評価しているところです。

現在、この法律に基づき、地方自治体は、地方創生に関する目標や施策に関する基本的方向等を定めた地方版総合戦略の策定を進めているところですが、具体的な施策の展開に当たっては、国が自らの役割と責任について明確なビジョンを示し、地方とともに総力を挙げて取り組むことが重要であります。

このことから、北海道市長会として、次の事項について決議し、その対応に万全を期するよう強く要請します。

記

I 国の基本政策に関わる事項

地方創生が真に実効性を伴った取組みとなるよう、特に国の責任において制度の確立を図るよう求めるものである。

- 1 少子高齢化社会への対応について、国のビジョンを明確に示し、国家戦略として、次の事項について、総合的な政策を推進すること。
 - (1) 安心して子どもを産み育てられるよう、保育士不足解消など子育て支援体制を早急に整備するとともに、子育て世帯に対して、保育や教育、医療をはじめとした経済的な支援策の拡充を図ること。

(2) 働く女性の労働環境に関して、育児休業中や職場復帰後の処遇の改善をはじめ、出産や子育てについて経済的ハンディが生じないよう、労働政策の抜本的な改革を進めること。

(3) 高齢者が地域で安心して暮らし続けられるために、介護や年金などについて持続可能な制度とするとともに、各地域において一定水準の医療サービスを享受できる制度を確立すること。

2 東京圏の一極集中の是正について、東京圏を中心とした社会経済構造を抜本的に見直し、地方拠点を強化すること。

特に、政府関係機関や民間企業の本社機能については、国際的観点や国家的観点から必要不可欠なもの以外については、地方への移転を促進し、地域分散型国土の形成を実現すること。

あわせて、地方の特色を生かした魅力のある大学の創出など、地方高等教育機関の活性化を図る基本政策を確立すること。

II 地方創生に大きく影響する事項

地方創生が真に実効性を伴った取組みとなるよう、国が示す基本的な方針や政策に基づき、国と地方がそれぞれの役割に応じて実施する事項である。

1 人材育成と産業振興

地方大学をはじめとする高等教育機関は、地域の人材育成や産業振興に非常に大きな役割を担っていることから、地場産業振興に資する研究や教育プログラムの開発、地元就職の場合に返還義務を免除する奨学金制度の創設など、教育機関がその機能を十分に発揮できるよう、多様な支援施策を講じること。

また、地方の雇用拡大に向けて、資金、人材、情報等の支援制度を構築し、企業の立地促進を図ること。

あわせて、東京圏などから本社機能を地方へ移転する場合の優遇税制の拡充、若者や女性の起業に対する支援策の拡充など、雇用拡大に向けた政策を充実すること。

2 エネルギー及び防災

エネルギー政策については、地球温暖化対策等の環境問題や産業活動をはじめとする国民生活への影響などを総合的に検討した上で、具体的な電源構成や二酸化炭素排出量について、中長期的展望に立った望ましい水準を早期に示すよう努めること。あわせて、それぞれの地方が地域特性に応じた再生可能エネルギーを普及促進するために必要な施策を充実させること。

防災に関しては、想定される大規模な自然災害に備え、発災時においても、様々な社会機能が保全され、国民生活への影響が最小限となるよう、国家的見地からの中長期的で総合的な対応計画の構築を図ること。

また、地域において着実な取組みが推進できるよう、中長期的な実施プロセスと資源や財源の配分を示し、国、地方が十分な役割分担のもとに対応できるよう努めること。

3 社会インフラの整備と活用

地域生活の向上や経済、産業の発展に向けて、住民生活に不可欠な地域交通網、地域間を結ぶ高規格道路や空港、港湾、鉄道等の交通基盤、情報通信基盤などの社会インフラを着実に整備することにより、国内外における人・モノ・情報の安全で速い移動や交流をさらに促進すること。

Ⅲ 財政支援や推進方策などの具体的事項

(交付金)

1 地方版総合戦略については、中長期的に継続して実施する必要がある事業や、その策定にあたって市民や議会など多方面の意向を反映していることなどから、新型交付金など財源措置を長期的に継続すること。

また、各年度の地方財政計画の策定にあたっては、地方創生にかかる歳出を確実に計上すること。

2 新型交付金について、市町村がこれまで工夫し培ってきた事業で、地方創生の趣旨に合うものについては、弾力的に運用し積極的に採択すること。

また、地域創生のためのソフト事業に付随して必要となる一体的な施設等については、その整備についても対象とするなど、自由度の高い制度とすること。

3 新型交付金について、UJ ターンによる移住促進や再生可能エネルギーの普及促進をはじめ、北海道の持つ地域特性を活かした事業については、重点的かつ優先的に採択すること。

(調整・支援など)

4 市町村がそれぞれの特徴を活かしながら分担や連携する広域的な取組みを推進するためには、都道府県や各市町村の計画との連携が必要なことから、相互に齟齬が生じないよう調整機能が果たされる仕組みを整えること。

5 地方の個性や独自性を尊重し、地方が実情に応じて自主的、自立的な取組みを行えるよう、権限の移譲や規制緩和など必要な環境整備を図ること。

特に、土地利用計画については、市町村の目指す産業構造の転換や誘導にとって重要な手段であることから、農地転用や都市計画の変更等を迅速に処理できるよう、手続きの短縮化などを一層推進すること。

- 6 民間企業の本社機能の地方移転を促進するため、政府関係機関の地方への移転を早期に実施して国の姿勢を明確に示すこと。

また、政府関係機関の地方移転に係る提案については、道府県に加え、市町村からも直接提案ができるようにし、そのための相談窓口を設置すること。

- 7 施策効果の検証にあたっては、医師確保や介護サービスなど広い面積を有するために生じる難しさや、旧産炭地のように産業構造の変化による人口減が生じ、地域の努力で解決できない問題など、地方がおかれた環境や条件が大きく異なることから、全国一律の基準ではなく、地域の実情を十分に考慮した適切な指標によること。

- 8 地方側で人口推計するにあたって、市町村の目指す将来像との関係などで疑問が生じた場合の問い合わせに際しては、国が示している大枠の人口の算出方法の考え方や推計手法を提供するなど、分かりやすく情報支援を行うこと。

また、地方への人的支援については、今後においても省庁横断的な取組みとするとともに、国家公務員等の派遣や地方に強い関心を持つ職員の相談窓口への選任などにより一層推進すること。

以上、決議する。

平成27年10月14日

北 海 道 市 長 会